

自家用電気工作物に関する各種手続きについて

自家用電気工作物に関する手続きは、電気事業法など関係法令に基づき、さまざまなタイミングで申請や届出等が必要となります。

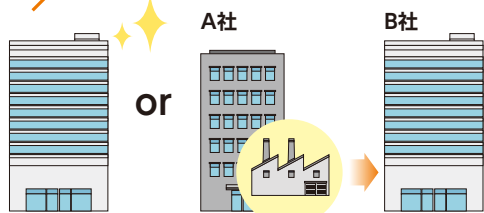
これらの手続きは自家用電気工作物の設置者に義務付けられているものであり、

下記に示すそれぞれのケースにおいて適切な時期までに手続きを完了することが定められており、未届出は法令違反となります。

また、当協会との契約上「通知義務」として定めているため、速やかにご連絡をお願いいたします。

以下のケースでは手続きが必要です！

01 自家用電気工作物を新設、 または譲り受けた(借り受けた)場合



02 保安規程の内容を変更した場合

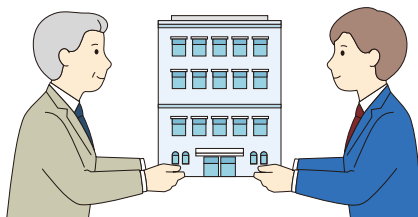
設置者・事業場の名称変更、使用区域の変更、サイバーセキュリティ条項を追記した場合等



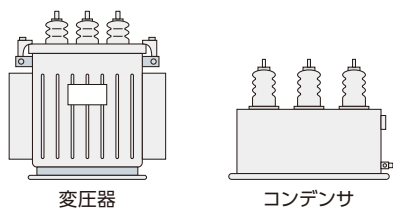
03 自家用電気工作物を廃止した場合



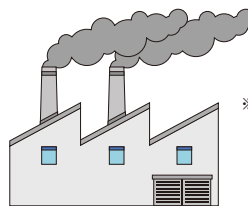
04 地位承継(合併・分割)により 自家用電気工作物を譲り受けた場合



05 PCBを含有する電気工作物に関し、 使用または廃止がある場合

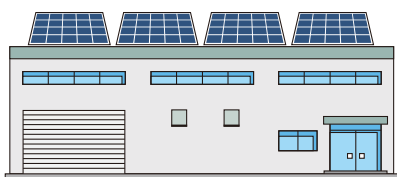


06 ばい煙発生施設に関し、使用または変更* および廃止がある場合



*変更については、設置者または事業場の住所変更および代表者名の変更等があります。

07 発電設備(太陽電池、燃料電池等)または 非常用予備発電設備を増設する場合



上記の例以外にも、手続きが必要となる場合があります。
ご不明な点がございましたら、
担当の保安技師か当協会事業所
へお問い合わせください。

